

埼玉県農業経営改善計画認定事務処理要領

(令和2年4月1日 決裁)

(令和3年2月18日 一部改正)

(目的)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、埼玉県が行う農業経営改善計画の認定について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 申請者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 農業経営改善計画を作成し、その計画を達成する意思がある農業経営者（家族経営協定を締結した共同経営主を含む。）又は法人経営体（法人化を目指す農業生産組織等が法人化の計画を含んだ農業経営改善計画を作成し、かつ、既に法人化の手続きを開始している場合を含む。）であること。
- (2) 経営基盤強化促進法に基づく基本構想を策定し、知事の同意を得た県内市町村（以下、「市町村」という。）のうち、二以上の市町村の区域内で農業経営を営み、又は営もうとする者であること。

(認定の基準)

第3条 認定基準は、次のとおりとする。

- (1) その計画が、当該市町村が定めた基本構想に照らし適切であること。
- (2) その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。
- (3) その計画の達成される見込みが確実であること。
- (4) 農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項第2号及び第3号に掲げる規程に適合すること。

(認定の手続き)

第4条 申請者は、農業経営改善計画書認定申請書（様式第1号）に所定の事項を記入し、知事に申請するものとする。

- 2 申請書は、別表1に定める申請先又は農林水産省共通申請サービスを経由したオンライン申請により提出するものとする。ただし、申請者が営農しようとする市町村のうち、いずれかの市町村に申請書が提出された場合、市町村は、当該申請書を別表1の申請先に送付することができる。
- 3 知事は、第一項の申請があった場合には、当該市町村に対して、認定に係る農業経営改善計画の写しを送付し、認定に関する意見（参考様式1）を求めるものとする。
- 4 知事は、第一項の申請があった場合には、申請書が第二項に係る申請先に到達した

日から休日等を除き42日（標準処理期間）以内に認定の可否を決定するよう努めるものとする。

5 知事は、第一項に係る計画を認定したときは、申請者に、農業経営改善計画認定書（様式第2号）を交付するとともに、申請書の写しを付して、関係市町村及び農地中間管理機構（以下、「関係市町村等」という。）に通知（参考様式2）するものとする。

6 知事は、第一項の申請について、認定要件に適しないと判断し、申請を却下したときは、当該申請を却下した旨及び却下の理由、第三者から意見聴取を行った場合はその結果の内容を申請者及び関係市町村に通知するものとする。

（農業経営改善計画の変更）

第5条 農業経営改善計画の認定を受けた者（以下、「認定農業者」という。）が、当該計画を変更しようとするときは、前条各号の規定を準用する。

（認定農業者からの申し出による認定の取消し）

第6条 認定農業者は、廃業等により認定の取消しを希望するときは、取消申出書（様式第3号）を、別表1の申請先に提出する。

2 第一項により取消申出書が提出された場合は、知事は、取消申出書受理通知（様式第4号）により、当該取消しに係る認定農業者に通知するとともに、関係市町村等に取消しの旨を通知（参考様式3）するものとする。

（認定農業者からの申し出によらない認定の取消し）

第7条 次に該当する場合、知事は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- (2) 認定を受けた者が農業経営改善計画に従って必要な措置を講じていないと認められるとき。

2 知事は、認定の取消しをしたときは、取消通知（様式第5号）により、当該取消しに係る認定農業者に通知するとともに、関係市町村等に当該認定の取消しに係る書面の写しを付して、取消しの旨を通知（参考様式3）するものとする。

（有効期間満了の通知）

第8条 知事は、認定した農業経営改善計画について、有効期間満了の6か月前を目安に、認定者に対して更新の周知（参考様式4）を行うものとする。

（認定書の紛失等）

第9条 第4条第5項により認定を受けた認定農業者が、認定書を紛失又は破損した場合であって、認定の証明を必要とする場合は、証明願（様式第6号）を別表1の申請先に提出し、証明（様式第7号）を受けるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月18日から施行する。

(別表1)

農業経営を営む市町村	申請先
さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町 (※蕨市、戸田市は基本構想未策定)	さいたま農林振興センター
川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町	川越農林振興センター
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	東松山農林振興センター
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	秩父農林振興センター
本庄市、美里町、神川町、上里町	本庄農林振興センター
熊谷市、深谷市、寄居町	大里農林振興センター
行田市、加須市、羽生市	加須農林振興センター
春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町	春日部農林振興センター
複数の農林振興センターの管区にまたがる場合	埼玉県農林部農業支援課

作業を受託することをいう。)を行う農地((1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。))の面積のみを記載する。

エ 「経営面積合計」欄には、「所有地」欄、「借入地」欄及び「その他」欄の面積の合計を記載する。

5 「③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置」欄には、農用地の利用条件(ほ場の区画の大きさ、団地化)、作目・部門別合理化の方向その他の生産方式の合理化について、現状、目標及びその達成のための措置を記載する。

6 「④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置」欄には、簿記記帳等の会計処理、経営内役割分担、経営の法人化等について、現状、目標及びその達成のための措置を記載する。

7 「⑤農業従事の態様等の改善に関する現状と目標・措置」欄には、人材確保に向けた就業規則等の整備、相続・経営継承に関する取組等について、現状、目標及びその達成のための措置を記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

8 「⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置」欄には、農業近代化資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合には、予定年度、予定資金、予定貸付額等を記載する。

9 農業経営基盤強化促進法第12条第3項に規定する措置(関連事業者等が申請者の農業経営の改善のために行う措置)を記載する場合には、「⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置」欄に記載する。この場合、以下の点に留意すること。

ア 同法第14条第1項の規定による出資の特例を活用するため、当該措置として関連事業者等による出資を記載する場合には、出資する者の氏名又は名称、出資する者ごとの出資の額及び比率、出資する者が権利を有している経営農地が所在する市町村の名称を記載する。

イ アに加え、同法第14条第2項の規定による役員の日数の特例を活用するため、親会社の役員を申請者の役員として兼務させる場合には、当該親会社の名称、当該親会社が同法第12条第1項の認定を受けた市町村等の名称、当該親会社が権利を有している経営農地が所在する市町村の名称、本特例の対象とする兼務役員の氏名、当該兼務役員の親会社における農業従事日数及び子会社における農業従事日数を記載する。

10 「(参考)経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事時間等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年以内に離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年以内に経営に参画する見込みの者についても記載する。

ア 「氏名(法人経営にあつては役員の名)」欄には、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の名を記載する。

イ 「代表者との続柄(法人経営にあつては役職)」欄には、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

様式第2号

農業経営改善計画認定書

〇〇 〇〇 様

(法人の場合は法人名・代表者名)

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により、
適当であると認定します。

埼玉県知事 〇〇 〇〇 (印)

認定番号： ー 号
認定日： 年 月 日
認定の有効期間： 年 月 日まで
認定に係る関係市町村名：

※ 変更認定の場合には、表題の次に「(変更)」と記載する。

様式第3号

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

農業経営改善計画の取消しについて

年 月 日付けで認定を受けた農業経営改善計画について、以下の理由により取消しを申し出ます。

(取消しの理由)

(取消申請者)

認定番号

認定年月日

住 所

氏 名 (法人名・代表者名)

様式第4号

第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 (印)

農業経営改善計画の取消しについて

年 月 日付けで申し出のあった農業経営改善計画の取消しについては、受理し、認定の取消しを行いましたのでお知らせします。

認定番号：

認定年月日：

様式第5号

第 号
年 月 日

農業経営改善計画の取消通知

〇〇 〇〇 様

年 月 日付けで認定した農業経営改善計画について、取消事由に該当しますので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第2項の規定に基づき認定を取り消します。

埼玉県知事 〇〇 〇〇 (印)

- 1 認定番号： ー 号
- 2 認定日： 年 月 日
- 3 認定の有効期間： 年 月 日まで
- 4 認定に係る関係市町村名：
- 5 取消年月日： 年 月 日
- 6 取消理由：

なお、この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができます。

審査請求ができる期間及び取消訴訟を提起することができる期間は次のとおりです。

(1) 行政不服審査法の審査請求ができる期間

原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき。

(2) 行政事件訴訟法の取消訴訟を提訴することができる期間

原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき。

様式第6号

農業経営改善計画認定 証明願

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名 (法人名・代表者名)

下記の理由により、私が農業経営改善計画の認定を受けていることを証明願います。

記

- 1 認定を受けた証明を希望する理由
- 2 農業経営改善計画認定書及び農業経営改善計画認定申請書を利用する目的

様式第7号

農業経営改善計画認定の証明について

第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 印

下記のとおり、農業経営改善計画の認定をしたことを証明します。

認定番号：

認定者名：

認定の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

認定に係る関係市町村：

参考様式 1

第 号
年 月 日

関係市町村長 様

(埼玉県農林部長)
(〇〇農林振興センター所長)

農業経営基盤強化促進法第 13 条の 2 第 3 項に基づく意見聴取について
(依頼)

下記の者から農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条の 2 第 3 項に基づき意見を求めます。

基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して、適当か否かを判断いただき、年 月 日までに御回答願います。

なお、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を明示いただきますよう、お願いします。

記

(認定申請者)

住所

氏名

参考様式 2

第 号
年 月 日

関係市町村長 様

(埼玉県農林部長)
(〇〇農林振興センター所長)

農業経営改善計画の認定（変更認定）について（通知）

下記の農業経営改善計画について、別添のとおり農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項（第 13 条）に基づき認定（変更認定）しましたのでお知らせします。

記

- 1 認定農業者名 :
- 2 認 定 番 号 : ー 号
- 3 認 定 日 : 年 月 日
- 4 認定の有効期間 : 年 月 日まで
- 5 認定に係る関係市町村名 :

参考様式 3

第 号
年 月 日

関係市町村長 様

(埼玉県農林部長)
(〇〇農林振興センター所長)

農業経営改善計画の取消について（通知）

下記の農業経営改善計画について、別添のとおり農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項（第 13 条）に基づき取消しましたので、お知らせします。

記

- 1 認定農業者名 :
- 2 認 定 番 号 : — 号
- 3 認 定 日 : 年 月 日
- 4 認定の有効期間 : 年 月 日まで
- 5 認定に係る関係市町村名 :

参考様式 4

第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

(農業支援課長)
(〇〇農林振興センター所長)

農業経営改善計画認定の有効期間満了のお知らせ

年 月 日付けで認定した農業経営改善計画について、年
月 日で有効期間が満了しますのでお知らせします。

再認定を希望される場合は、再度、農業経営改善計画を提出いただく必要がありますので、農業経営改善計画認定の有効期間満了の3か月前までに、担当あて御連絡ください。

担当

〇〇〇〇

〇〇 〇〇

TEL :

Email :